

(案)

第2期 津島市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない津島市の実現を目指して～



令和6年3月

はじめに

令和6年3月

津島市長 日比一昭

目次

はじめに

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨 1
2. 計画の位置づけ・期間 1
3. 計画の数値目標 2

第2章 津島市の自殺に関する状況

1. 全国の状況 3
2. 津島市の状況 4
3. 津島市自殺対策計画概念図 8

第3章 これまでの取組評価と見直し

1. 評価・見直しの考え方 9
2. 評価の結果について 9
3. 見直しについて 11

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1. 基本施策 14
 - ①地域におけるネットワークの強化 14
 - ②自殺対策を支える人材の育成 15
 - ③住民への啓発と周知 16
 - ④生きることへの促進要因への支援 17
 - ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育 18
2. 重点施策 19

第5章 計画の策定経過と推進体制

1. 策定経過 20
2. 計画の進捗管理・推進体制 21
3. 評価指標と目標値 21

第6章 資料編 大切な命をまもるために

1. 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント） 22
2. 「自殺総合対策大綱」（概要） 22
3. ゲートキーパーとは？ 23
4. 自殺を防ぐには？ 23
5. 用語の解説 24
6. 津島市自殺対策計画策定委員等名簿 25
7. 相談窓口一覧 27

第 1 章 基本的な考え方

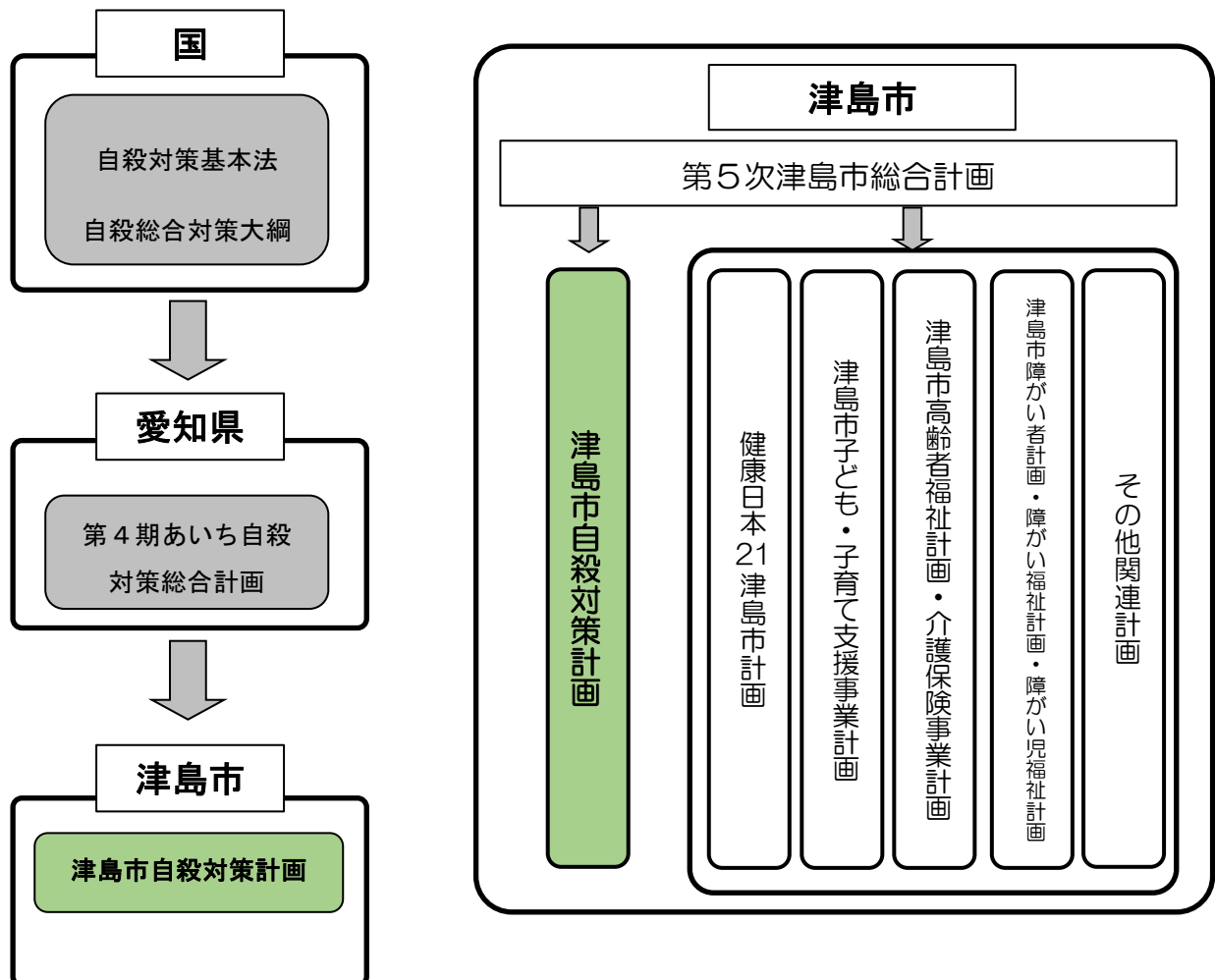
1. 計画策定の趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正されました。誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進」、「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」を踏まえて自殺対策を全庁的な取組として推進していくために平成 31 年 3 月に策定した津島市自殺対策計画を引き継ぐ、第 2 期津島市自殺対策計画を策定します。

2. 計画の位置づけ・期間

位置づけ

本計画は、第 5 次津島市総合計画を上位計画とし、津島市の関連計画と整合性を図り、国の「自殺対策基本法」や愛知県の計画である「第 4 期あいち自殺対策総合計画」とも整合性を図りながら策定しています。



計画の期間

第2期計画の期間は、令和6年度（2024年度）から2028年度までの5年間です。

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
			津島市自殺対策計画				第2期津島市自殺対策計画				第3期計画				
		計画策定					最終評価					最終評価			
第2期 健康日本21 津島市計画								第3期計画							
				中間評価					最終評価						

3. 計画の数値目標

津島市の目指すべき姿（5年後）2028年までに

自殺死亡率を11.8以下まで減少させる。（人口10万対）
年間の自殺者数を7.5人以下にする。

（第1期計画の目標値から20%減少）

参考

国の目標

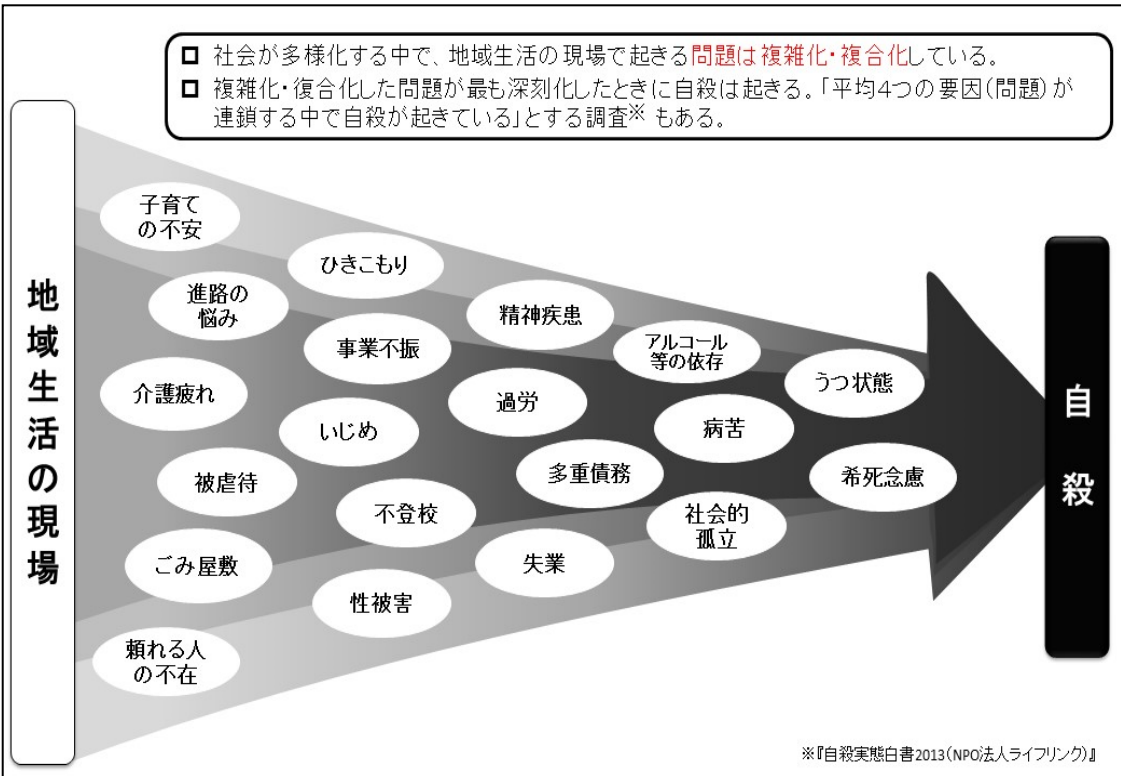
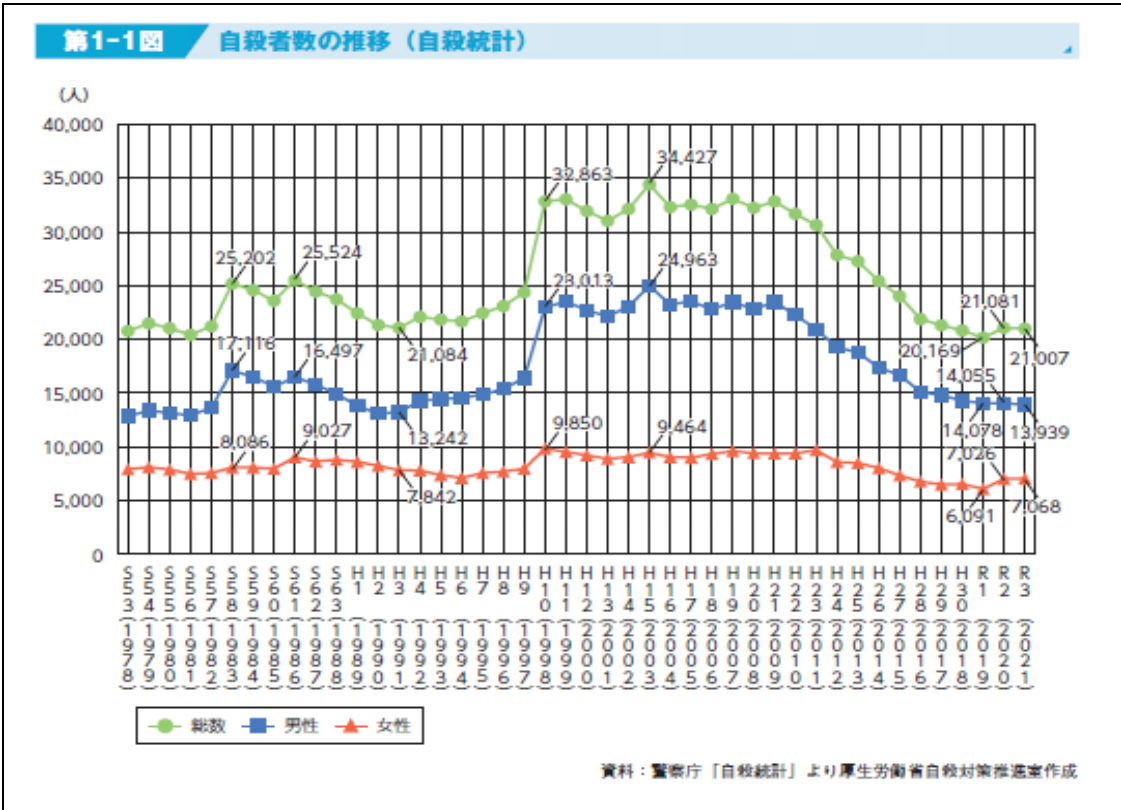
「令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少」

（平成27年：18.5 ⇒令和8年：13.0以下） 「自殺総合対策大綱」より

第2章 津島市の自殺に関する状況

1. 全国の状況

自殺者数の年次推移は、減少傾向。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響にて、令和2年度から上昇に転じている。



2. 津島市の状況（地域自殺実態プロファイル【2022】より）

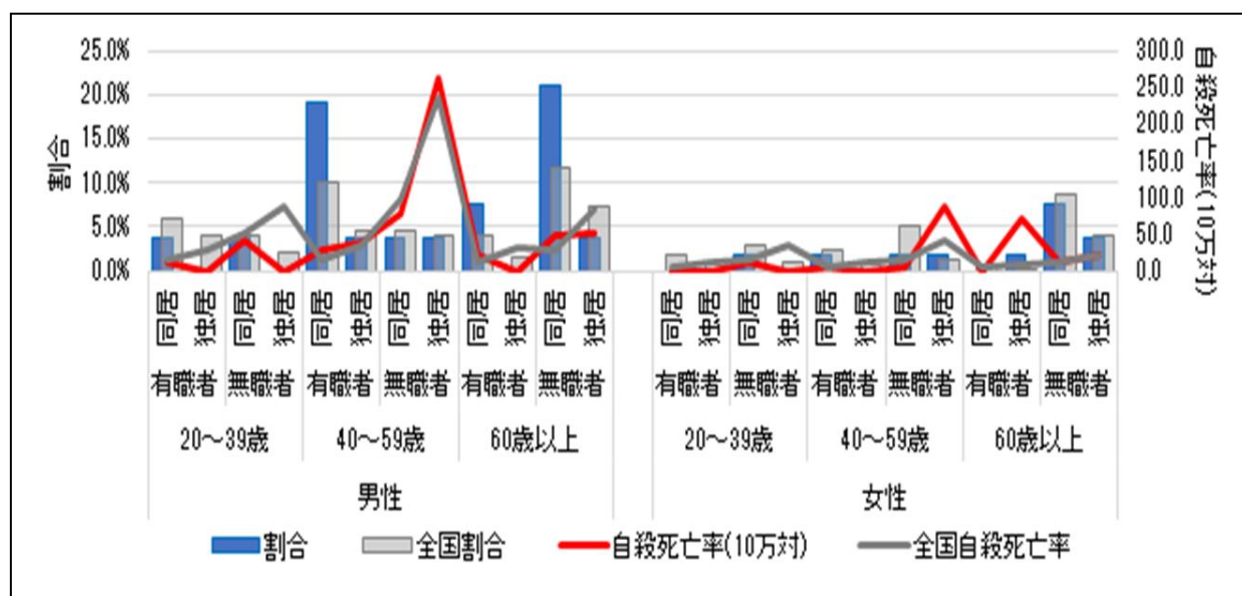
■津島市の自殺の特徴

津島市の自殺者数は、52人（2017～2021年合計）
男性41人、女性11人

性別、年齢階層等の特徴（2017～2021年合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性 60歳以上無職同居	11人	21.2%	48.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位: 男性 40～59歳有職同居	10人	19.2%	27.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位: 男性 60歳以上有職同居	4人	7.7%	23.2	①【労働者】身体疾患→介護疲れ→アルコ ール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】 事業不振→うつ状態→自殺
4位: 女性 60歳以上無職同居	4人	7.7%	10.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位: 男性 40～59歳無職独居	2人	3.8%	260.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

自殺の概要（2017～2021年合計）



自殺者数及び自殺死亡率ともに、令和3年度（2021年）、4年度（2022年）は目標値を達成している。

■ 全般的な状況

	2017	2018	2019	2020	2021	2022※	合計	平均
自殺統計 自殺者数(自殺日・住居地) (単位：人)	11	12	10	13	6	7	59	9.8
自殺統計 自殺死亡率(自殺日・住居地)	17.3	19.0	15.9	20.9	9.7	11.5	-	15.7
人口動態統計 自殺者数 (単位：人)	9	16	8	12	5			

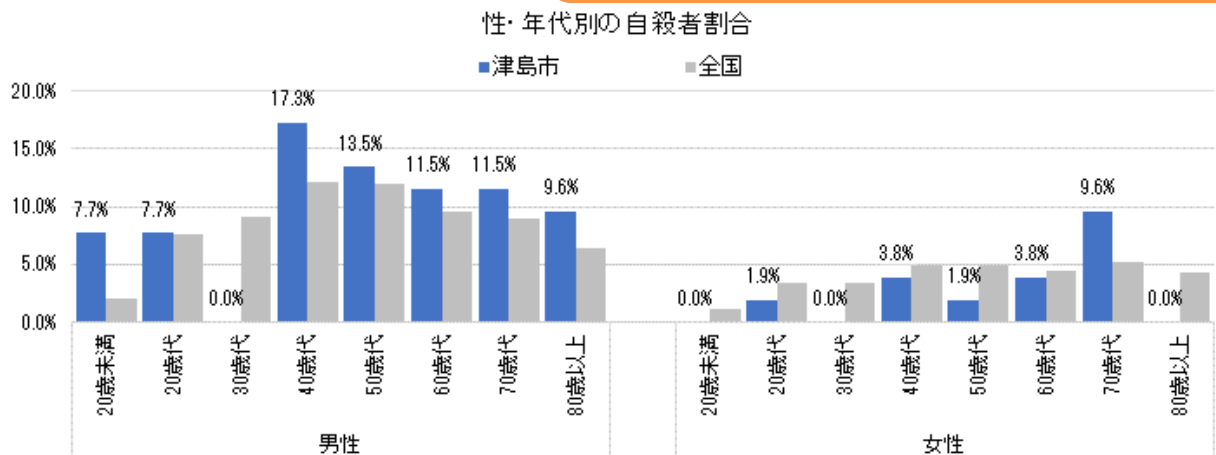
※2022の数値については、「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）より抜粋

各統計の違いについて

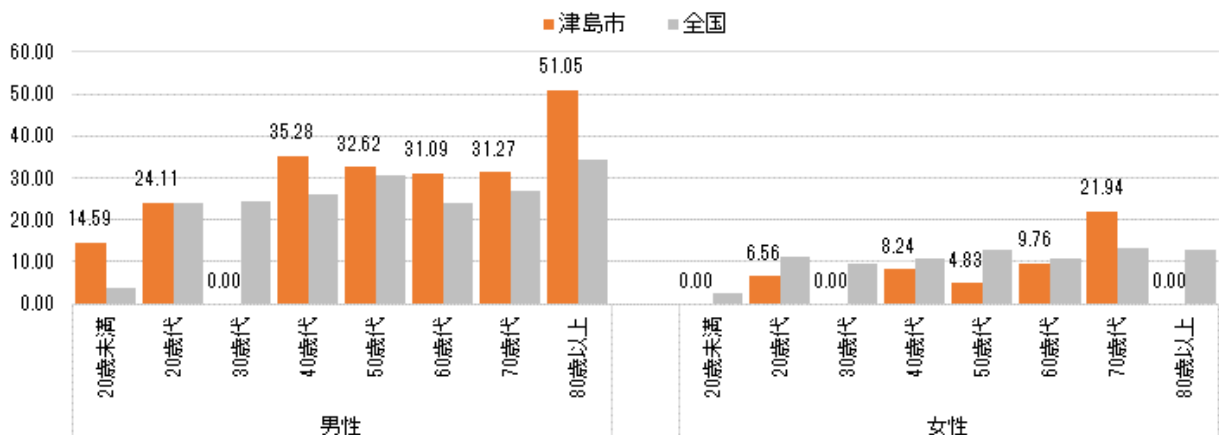
	対象	計上時点	計上方法
自殺統計 自殺者数 (自殺日・住居地)	総人口 (外国人を含む)	自殺死亡者の自殺日・住居地ごと	警察庁統計を厚生労働省で再集計したものの。
人口動態統計 自殺者数	国内日本人のみ	自殺死亡者の自殺日・住居地ごと	死体検案を実施した医師が作成の死亡診断書もしくは死体検案書から調査票を作成し計上。

性・年代別の自殺死亡率は、20歳未満、40歳～70歳代、80歳以上男性、70歳代女性が全国よりも高い。

性・年代別自殺者割合（2017～2021年平均）



性・年代別の平均自殺死亡率(10万対)



■ 勤務・経営関連資料

有職者の自殺の内訳は、自営業・家族従業者が 28.6% であり、全国より高い。

有職者の自殺の内訳（2017～2021 年合計）

（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	6 人	28.6%	17.5%
被雇用者・勤め人	15 人	71.4%	82.5%
合計	21 人	100%	100%

■ 60 歳以上関連資料

60 歳以上の自殺の内訳は、同居人ありの割合が、全国より高い。

60 歳以上の自殺の内訳（2017～2021 年合計）

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	5 人	1 人	20.8%	4.2%	14.0%	10.4%
	70 歳代	6 人	0 人	25.0%	0.0%	15.0%	8.0%
	80 歳以上	4 人	1 人	16.7%	4.2%	11.5%	5.0%
女性	60 歳代	1 人	1 人	4.2%	4.2%	8.7%	2.8%
	70 歳代	3 人	2 人	12.5%	8.3%	9.1%	4.3%
	80 歳以上	0 人	0 人	0.0%	0.0%	6.9%	4.3%
合計		24 人		100%		100%	

■ 自殺手段関連資料

手段別の自殺者は、首つりの割合が多い。

手段別の自殺者数の推移（2017～2021 年合計）

手段	2017	2018	2019	2020	2021	合計	割合	全国割合
首つり	6 人	11 人	7 人	9 人	4 人	37 人	71.2%	66.1%
服毒	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1.9%	2.3%
練炭等	1 人	0 人	0 人	2 人	0 人	3 人	5.8%	7.0%
飛降り	2 人	1 人	2 人	2 人	1 人	8 人	15.4%	10.9%
飛込み	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	3.8%	2.7%
その他	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	1.9%	10.9%
不詳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0.0%	0.0%
合計	11 人	12 人	10 人	13 人	6 人	52 人	100%	100%

未遂歴については、なしの割合が76.9%であり、全国より高い。

■ 自殺未遂者関連資料

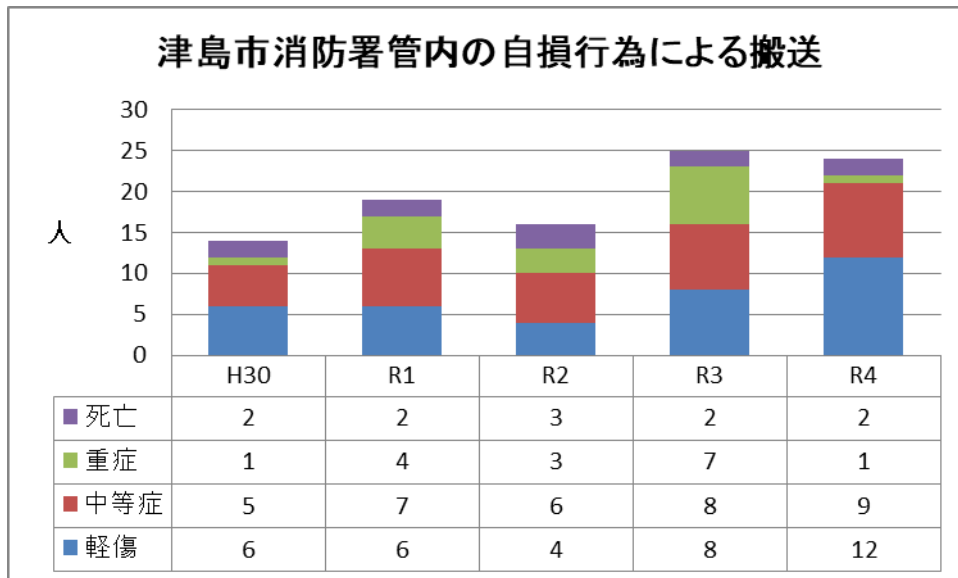
自殺者における未遂歴の推移 (2017~2021年合計) (単位：人)

性別	未遂歴	2017	2018	2019	2020	2021	合計
総数	あり	1	3	2	4	1	11
	なし	10	8	8	9	5	40
	不詳	0	1	0	0	0	1
男性	あり		2	1	3	1	-
	なし		6	5	7	5	-
	不詳		1	0	0	0	-
女性	あり		1	1	1		-
	なし		2	3	2		-
	不詳		0	0	0		-

自殺者における未遂歴の総数 (2017~2021年合計)

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
あり	11人	21.2%	19.4%
なし	40人	76.9%	62.3%
不詳	1人	1.9%	18.3%
合計	52人	100%	100%

津島市消防署管内の自損行為による搬送人数の推移



資料：津島市消防本部より

3. 津島市自殺対策計画概念図

津島市の現状

(地域の特徴)

高齢者の自殺

男性は60歳以上すべての年齢が多い。女性は70歳以上が多い。

勤務者の自殺

40～50歳代の有職男性が多い。

生活困窮者、無職者、失業者の自殺

20～50歳代の無職男性が多い。

津島市の重点施策

- 高齢者への対策
- 勤務・経営に関する対策
- 生活困窮者への対策
- 無職者・失業者への対策

津島市の自殺の背景にある主な自殺の危機経路（2017-2021）

- 1位：男性60歳以上無職同居（失業→生活苦+介護の悩み+身体疾患→ **自殺**）
- 2位：男性40-59歳有職同居
（配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→ **うつ状態** → **自殺**）
- 3位：男性60歳以上有職同居
（【労働者】介護疲れ+身体疾患→アルコール依存→ **うつ状態** → **自殺**）
（【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→ **うつ状態** → **自殺**）
- 4位：女性60歳以上無職同居（身体疾患→病苦→ **うつ状態** → **自殺**）
- 5位：男性40-59歳無職独居（失業→生活苦→借金→ **うつ状態** → **自殺**）

地域自殺実態プロファイル【2022】より

基本施策

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④生きることへの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

目指すべき姿（2028年までに）

自殺死亡率を11.8以下まで減少させる。（人口10万対）
年間の自殺者数を7.5人以下にする。
（第1期計画の目標値から20%減少）

第3章 これまでの取組評価と見直し

1. 評価・見直しの考え方

(1) 評価・見直しの根拠

第1期津島市自殺対策計画の期間において、取組の成果について評価を行い、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものです。

(2) 評価・見直しの時期

第1期津島市自殺対策計画は、2019年度から2023年度までの5年の計画期間において、最終年度に評価を行うこととしており、今回が最初の評価となります。

(3) 評価・見直しの方法

関係機関・団体等で構成する「津島市自殺対策計画策定委員会」及び「津島市自殺対策計画WG」において協議し、評価・見直しについて検討を行いました。また、パブリックコメントを、2024年1月9日～1月29日に実施しました。

2. 評価の結果について

第1期津島市自殺対策計画策定後の国の動向や、計画掲載事業の進捗状況について、現状と課題を下記にまとめました。

(1) 第1期津島市自殺対策計画策定後の国の動向について

国では、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされている「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の改正が2022年10月14日に閣議決定されました。大綱では、女性の自殺対策を更に推進することが追加されました。

また、自殺死亡率を先進諸国の水準まで減少することを目指し、2026年までに2015年比30%以上減少させることを目標とすることが数値目標として継続されることになりました。

(2) 取組の進捗状況について

計画に掲載している 137 事業のうち、132 事業が実施中であり、事業評価※としては、Aが 41.3%、Bが 45.6%、Cが 9.8%、Dが 3.3%となっており、概ね着実な取り組みができ、成果が出てきています。また、5 事業が事業統合等により廃止されています。

施策ごとの評価としての現状と課題については、下記表の通りです。

	施策	評価としての現状と課題
基本施策	① 地域におけるネットワークの強化	連携はできているが、その質の向上が課題
	② 自殺対策を支える人材の育成	研修等の実施が中心であったが、自殺対策につながる効果については不明
	③ 住民への啓発と周知	コロナ禍でイベント等の中止の影響があったが、子育てガイドブックなどの必要不可欠な情報提供は実施できている。
	④ 生きることへの促進要因への支援	コロナ禍で教室等の中止の影響はあったが、スクールカウンセラーによる支援や就労支援については効果的に実施できている。しかし、地域に居場所が少ないことが課題
	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	講話やリーフレット等を活用して、効果的な支援ができている。
重点施策	高齢者への対策	高齢者については、地域とつながりのない方への支援に課題
	生活困窮者への対策	生活困窮者へのメールを活用した支援など、新たなつながりの進展がある。

※2023 年6月～8月において、「津島市自殺対策計画」における事業進捗状況等調査を実施しました。

【参考】

- ・評価基準について
 - A：目標達成率 100%
 - B：目標達成率 80%以上
 - C：目標達成率 80%未満
 - D：目標達成率：未着手、未実施

3. 見直しについて

評価の結果から、更なる自殺者数及び自殺死亡率の減少を目指すため、計画の一部について見直しを行います。

(1) 数値目標の見直し

本市の自殺死亡者及び自殺死亡率は、近年減少傾向で推移しており、自殺死亡率については、全国の水準を下回っております。したがって、改正された自殺総合対策大綱で掲げられた数値目標を踏まえ、本市の「現在の数値目標を20%減少する」とします。

●現在の数値目標

- ・2023年までに自殺死亡率を14.7以下まで減少させる。(人口10万対)
- ・年間の自殺者数を9.4人以下にする。



●新たな数値目標

- ・2028年までに自殺死亡率を11.8以下まで減少させる。(人口10万対)
- ・年間の自殺者数を7.5人以下にする。

(2) 充実・強化する事業

①地域におけるネットワークの強化

- ・顔の見える関係づくり(連携の強化と広がり)

ネットワーク会議などで連携はできているが、情報共有が不十分です。より密接な関係づくりが必要です。また、精神科を含めた医療機関との連携や中学校から高校への連携など、新たな連携を広げる必要があります。

②自殺対策を支える人材の育成

- ・ゲートキーパー養成講座の拡充

自殺を防ぐ必要性は理解できるが、どう関わればいいのか分からない方が多いです。ゲートキーパー養成講座を市民だけではなく、学校関係者や事業所、民生委員など関係機関へ広げ、地域で自殺対策を担う人材を増やす必要があります。

- ・対応マニュアルの整備

自殺未遂者等への関りは、個別性が重視されるが、対応の基準がないと地

域の対応力が向上しません。対応基準としてのマニュアルを整備する必要があります。

③住民への啓発と周知

- ・ SNSの活用

自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）での啓発活動は継続しているが、限られた方への周知に留まってしまいます。より多くの方へ自殺対策の必要性を訴えるために SNS の活用を進めます。

④生きることへの促進要因への支援

- ・ 居場所づくり

不登校の児童生徒、地域とのつながりがない高齢者にとって、従来の生活に戻るためのハードルは高くなります。適切な居場所があれば、社会性を広げるステップとして重要となります。地域での居場所づくりを進めていく必要があります。

⑤重点施策

- ・ 地域とつながりのない方へのアプローチ

気軽に相談できる相談窓口、気軽に参加できる教室などがあると、地域とのつながりを作りやすくなります。孤立させない、つながりを重視した地域づくりを進めていく必要があります。

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1. 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

顔の見える関係づくり
学校と地域の情報交換の場づくり
助けを求めやすい環境づくり

② 自殺対策を支える人材の育成

声掛けの方法、聴き方を学ぶ
誰もが「支える側」になれることを伝える

③ 住民への啓発と周知

広報、啓発リーフレットによる周知
講座、教育の場を活用した周知

④ 生きることへの促進要因への支援

おとなとこどもの信頼関係づくり
命の大切さ（自分と他人）を知ること
自分の存在意義を感じることができること

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自己肯定感を高める教育の充実
年代に合わせた教育の充実

2. 重点施策 地域自殺実態プロファイル【2022】より

① 高齢者への対策

② 勤務・経営に関する対策

③ 生活困窮者への対策

④ 無職者・失業者への対策

自殺を防ぐために大切なこと

- 顔の見える関係づくり（連携の広がり強化）
- 信頼関係づくり → つながりの醸成
- 居場所づくり
- 自己肯定感を高めること
- 正しい知識の普及（支援する人材の育成を含む）
- 命の大切さ（自分と他人）を知ること

1. 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

現在の取組

<p>就学期・子育て期世代</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>要支援妊婦への支援 健康推進課、子育て支援課、病院、産婦人科</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>情報交換会 小・中学校、主任児童委員</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>いじめ・不登校対策委員会 小・中学校、学校教育課</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>生徒への声掛け 小・中学校、地域住民</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: 45%; margin-left: auto;"> <p>学校保健委員会 小・中学校</p> </div>
<p>高齢者世代</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>老人クラブや民生委員・地域住民からの情報提供 高齢介護課、地域包括支援センター、民生委員、老人クラブ 社会福祉協議会</p> </div>
<p>全ての世代</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>津島市自殺対策計画策定委員会・ワーキング 津島市、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防本部、 民生委員、介護関係機関、教育関係機関など</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>津島保健所自殺対策相談窓口ネットワーク会議 保健所、医療機関、消防本部、警察、市町村、ハローワークなど</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>自殺防止地域力強化事業における事例検討会 保健所、医療機関、消防本部、市町村、社会福祉協議会など</p> </div>

今後の取組

<p style="text-align: center; background-color: yellow;">優先して取り組む施策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; background-color: #f0e6ff;"> <p>顔の見える関係づくり 医療機関（心療内科、精神科含む）との連携 地域の巡回、イベントの実施 中学校から高校への連携</p> </div>	<p style="text-align: center; background-color: yellow;">中期的に取り組む施策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p>地域の人がコミュニケーションできる場づくり イベントの実施、あいさつ運動など</p> </div>
---	---

② 自殺対策を支える人材の育成

現在の取組

就学期・子育て期世代	<p>小・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防リーフレットの配布 (児童・生徒・保護者・教職員向け) 	<p>高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防教育指導者研修会の実施 ○自殺予防リーフレットの配布 (生徒・保護者・教職員向け)
	<p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジュニアリーダーに対して、認知症について周知する。 ○認知症サポーター養成講座 	
働く世代	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の研修参加 	
高齢者世代	<p>高齢介護課、社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○つま家事サポーターによる傾聴 	
全ての世代	<p>健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ゲートキーパー養成講座 	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーの養成
	<p>薬剤師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康サポート薬局 	

今後の取組

<p>優先して取り組む施策</p> <p>ゲートキーパーの養成の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野別・対象者別の養成講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員向け ・事業所向け ・支援者向け など <p>支援者のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺問題関連事例における事例検討会の実施 市の関係課、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防本部、民生委員、介護関係機関、教育関係機関など 	<p>中期的に取り組む施策</p> <p>対応マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応の基準としてのマニュアルを作成する。
---	--

③ 住民への啓発と周知

現在の取組

就学期・子育て期世代	<p>健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○思春期教育 ○乳幼児健康診査 ○育児講座 ○利用者支援事業（母子保健型） <p>子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てガイドブック
働く世代	<p>社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館管理 ○青少年健全育成事務 <p>産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種融資制度の紹介 <p>人事秘書課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員のメンタルヘルスチェック ○職員のストレスチェック <p>あいち海部農業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ストレスチェック
高齢者世代	<p>高齢介護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オレンジサポーターによる認知症に関する啓発
全ての世代	<p>健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康講座 ○出前講座 ○自殺予防の啓発物品の配布 ○広報による啓発 ○こころの体温計 <p>津島保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街頭啓発、啓発物品の配布 <p>断酒会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○断酒相談 ○定例会 ○講演会 ○啓発活動 <p>薬剤師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康サポート薬局 <p>人権推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権問題学習講座 ○人権週間講演会 ○人権(同和)問題の講演と映画の会 ○広報紙・HP等による啓発 <p>障がい者総合支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○チャレンジド・フェスティバル

今後の取組

優先してとりくむ施策

市民への啓発の充実・SNSの活用

- 効果的な周知内容を考え、市役所、保健センター、関係機関等でのSNSを活用して周知する。
- 出前講座を活用し、地域で自殺対策の重要性を広める。

中期的に取り組む施策

相談窓口の周知

- 相談先のフローチャートの作成
- 相談窓口のリーフレットの整備
- 自死遺族、自殺未遂者の相談先の周知
- 市民への通知にリーフレット等を同封
- テレビ・ラジオなどメディアの活用

④ 生きることへの促進要因への支援

現在の取組			
就学期・子育て期世代	<p>健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子訪問指導 ○思春期教育 ○育児講座 ○利用者支援事業（母子保健型） <p>人権推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ等の人権に関する相談 ○人権擁護委員による人権教室 <p>学校教育課・各小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○スクールカウンセラーの配置 	<p>子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別相談 ○親子交流教室 ○養育支援訪問 ○子育て支援センターによる交流の場の提供 ○サークル活動の支援 ○こんには赤ちゃん事業 <p>市民病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルスケア 	<p>主任児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てサロン「おたまじゃくし」 <p>高校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別相談 ○スクールカウンセラーの配置 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ○ストレス対処スキルの育成
働く世代	<p>人権推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○DV相談 <p>社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブの育成 	<p>津島商工会議所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康経営の取り組みの促進 <p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知症家族の相談 ○介護家族への支援 	<p>あいち海部農業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルスケア
高齢者世代	<p>高齢介護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護 ○高齢者に関する相談 ○ヨガ教室 ○家族交流会 ○在宅医療・介護連携推進事業 	<p>福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステム <p>老人クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○友愛活動 ○ふれあいサロン ○介護予防教室 	<p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブふれあいサロンの支援 ○老人クラブ介護予防教室の支援 <p>認知症予防ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロン
全ての世代	<p>健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康相談 ○健康ホットライン ○こころの体温計 <p>保険年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種医療費の助成 <p>人権推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権に関する相談 	<p>福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 ○自発的活動支援事業 ○障がい者虐待の対応 ○生活保護の扶助 <p>都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市営・改良住宅家賃分納相談 <p>収納課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徴収の緩和制度としての納税相談 	<p>市民病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養後方支援 <p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 ○生活困難者自立支援事業 <p>津島保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス相談 ○医師相談 ○家族のつどい

今後の取組

優先して取り組む施策

命の大切さや自分の存在意義を感じることができるための啓発・周知

○各課、関係機関の施策の中で、「命の大切さ」や「自分の存在意義を感じる」「人権」についての啓発、周知していく。

中期的に取り組む施策

つながりを育む

○地域で気軽に集える場づくり

○働く意欲がわく就労支援

⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

現在の取組

就学期・子育て期世代	<p>小・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法務局による SOS ミニレター ○自殺予防リーフレットの配布 ○スクールカウンセラーだよりの発行 ○こころの健康教育の実施 ○いのちの大切さの講話 	<p>高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防教育指導者研修会の実施 ○自殺予防リーフレットの配布 (生徒・保護者・教職員向け)
------------	--	---

今後の取組

優先して取り組む施策	中期的に取り組む施策
<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー ○保護者へのカウンセリング ○学校、家庭、関係機関との連携 	<p>居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校や家庭以外での居場所の確保 <p>教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳の授業、いのちに関する講話



2. 重点施策

	現在の取組	今後の取組
高齢者への対策	<p>老人クラブ、地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブからの情報提供 ○老人クラブへの勧誘 <p>協定先の機関 (あいち海部農業協同組合・郵便局など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見守り協定による見守り <p>保険年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者福祉医療費助成 	<p>高齢者を支えるしくみの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者見守り協定による情報提供の仕組みの充実 ○介護者に対する見守り、気づき自殺予防の視点を持つ ○高齢者の居場所づくりの充実
勤務・経営に関する対策	<p>健康推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康相談 ○健康ホットライン ○こころの体温計 ○職域への出前講座 <p>津島商工会議所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康経営の取り組みの促進 <p>あいち海部農業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ストレスチェック ○メンタルヘルスケア <p>人事秘書課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員のメンタルヘルスチェック ○職員のストレスチェック 	<p>地域・職域での連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職域でのメンタルヘルス対策の充実 ○勤務者、その家族に対する啓発の充実 ○相談窓口の周知
生活困窮者への対策	<p>総務デジタル課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民無料法律相談 <p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援事業 ○法律相談 	<p>ワンストップサービスによる生活困窮者支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係部署との連携、相談体制の充実 ○各種相談窓口の情報の集約、周知
無職者・失業者への対策	<p>産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の周知 ○ハローワークからの求人案内の掲示 ○ヤング・ジョブ・あいちなど就職支援機関の周知 ○職業訓練校の案内 ○就職フェアをハローワークと共同開催 <p>愛知県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内職相談 <p>収納課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納税相談 	<p>ハローワークとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の周知 <p>情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保加入者への情報提供

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5章 計画の策定経過と推進体制

1. 策定経過

◇策定委員会 全3回

	日時	内容
第1回	令和5年8月7日(月)	・本市の自殺の現状 ・計画策定の趣旨、策定体制
第2回	11月7日(火)	・計画案について 中間報告
第3回	令和6年3月11日(月) 予定	・完成報告 ワーキングと合同

◇ワーキング 全5回

	日時	内容
第1回	令和5年6月27日(火)	・本市の自殺の現状 ・計画策定の趣旨、策定体制
第2回	8月22日(火)	・実現可能な自殺対策への取組 意見交換
第3回	9月7日(木)	・ゲートキーパー養成講座受講 意見交換
第4回	10月3日(火)	・実現可能な自殺対策への取組 意見交換
第5回	令和6年3月11日(月) 予定	・完成報告 策定委員会と合同

◇パブリックコメント

令和6年1月9日(火) から1月29日(月) まで

2. 計画の進捗管理・推進体制

2024 年度から 2028 年度まで

- ◇ 計画に基づく取組の実施
- ◇ 推進部会による取組の進捗管理及び評価指標に基づくデータの分析・評価

2028 年度

- ◇ 第2期 津島市自殺対策計画の最終評価及び第3期計画の立案

3. 評価指標と目標値

◇評価指標

項目	目標（2023 年度） 評価年度	実績（2019 年度から 2022 年度まで）	目標（2028 年度） 評価年度
年間の自殺者数	9.4 人以下	9.0 人	7.5 人以下
自殺死亡率 (人口 10 万対)	14.7 以下	14.5	11.8 以下
ゲートキーパー 養成数	累計 500 人 (2023 年度までの受 講者合計)	117 人	累計 500 人 (2024-2028 年度 の受講者合計)
津島市自殺対策 計画推進委員会	年間 2 回 (ワーキング 1 回 委員会 1 回)	年間 4 回 (ワーキング 3 回 委員会 1 回)	年間 4 回 (ワーキング 3 回 委員会 1 回)
啓発広報の作成	年間 1 回 26,000 部	年間 1 回 27,000 部	年間 2 回 54,000 部
こころの体温計 実施件数	年間 6,000 件	年平均 9,782 件	年間 12,000 件



第6章 資料編 大切な命をまもるために

1. 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み（例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気持ちと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査・死因究明制度との連携 ・オンライン自殺の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連携の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハラスメント対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童生徒、性被害者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連携による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員や専門職の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

2. 「自殺総合対策大綱」（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを廻して推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名義及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気持ちと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

3. ゲートキーパーとは？

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

眠れない、食欲がない、口数が少なくなった等、大切な人の様子が「いつもと違う場合」・・・

うつ 借金 死別体験 過重労働 配置転換 昇進 引越し 出産

もしかしたら、悩みをかかえていませんか？
生活等の「変化」は悩みの大きな要因となります。一見、他人には幸せそうに見えることでも、本人にとっては大きな悩みになる場合があります。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

- まずは、話せる環境をつくりましょう。
- 心配していることを伝えましょう。
- 悩みを真剣な態度で受け止めましょう。
- 誠実に、尊重して相手の感情を否定せずに対応しましょう。
- 話を聞いたら、「話してくれてありがとうございます」や「大変でしたね」、「よくやってきましたね」というように、ねぎらいの気持ちを言葉にして伝えましょう。

本人を責めたり、安易に励ましたり、相手の考えを否定することは避けましょう

ゲートキーパーの役割

声かけ

大切な人が悩んでいることに気づいたら、一歩勇気を出して声をかけてみませんか。

声かけの仕方に悩んだら・・・

- 眠れていますか？(2週間以上つづき不眠はうつのサイン)
- どうしたの？なんだか辛そうだけど・・・
- 何か悩んでる？よかったら、話して。
- なんか元気ないけど、大丈夫？
- 何か力になれることはない？

つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

- 紹介にあたっては、相談者に丁寧に情報提供をしましょう。
- 相談窓口と確実に繋がることができるように、相談者の了承を得たうえで、可能な限り連携先に直接連絡を取り、相談の場所、日時等を具体的に設定して相談者に伝えるようにしましょう。
- 一緒に連携先に出向くことが難しい場合には、地図やパンフレットを選んだり、連携先へのアクセス(交通手段、経費等)等の情報を提供するなどの支援を行いましょう。

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

- 連携した後も、必要があれば相談にのることを伝えましょう

4. 自殺を防ぐには？

自殺につながるサインや状況

自殺につながるサインに気づいたら、遠くかい関わりをもってください。

- 過去の自殺企図・自傷歴
- 喪失体験：身近な人との死別体験など
- 苦痛な体験：いじめ、家庭問題など
- 職業問題・経済問題・生活問題：失業、リストラ、多重債務、生活苦、生活への困難感、不安定な日常生活、生活上のストレスなど
- 精神疾患・身体疾患の罹患およびそれらに対する悩み：うつ病など精神疾患や、身体疾患での病苦など
- ソーシャルサポートの欠如：支援者がいない、社会制度が活用できないなど
- 自殺企図手段への容易なアクセス：危険な手段を手に入れている、危険な行動に及びやすい環境があるなど
- 自殺につながりやすい心理状態：自殺念慮、絶望感、衝動性、孤立感、悲嘆、諦め、不信感
- 望ましくない対処行動：飲酒で紛らわす、薬物を乱用するなど
- 危険行動：道路に飛び出す、飛び降りようとする、自暴自棄な行動をとるなど
- その他：自殺の家族歴、本人・家族・周囲から確認される危険性など

自殺を防ぐために有効なもの

周囲の人が協力して、悩んでいる人に支援となる働きかけを行っていきましょう。

- 心身の健康：心身ともに健康であること
- 安定した社会生活：良好な家族・対人関係、充実した生活、経済状況、地域のつながりなど
- 支援の存在：本人を支援してくれる人がいたり、支援組織があること
- 利用可能な社会制度：社会制度や法律的対応など本人が利用できる制度があること
- 医療や福祉などのサービス：医療や福祉サービスを活用していること
- 適切な対処行動：信頼できる人に相談するなど
- 周囲の理解：本人を理解する人がいる、偏見をもって扱われないなど
- 支援者の存在：本人を支援してくれる人がいたり、支援組織があること
- その他：本人・家族・周囲が頼りにしているもの、本人の支えになるようなものがあるなど

話をよく聞き、一緒に考えてくれるゲートキーパーがいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。

つなガール・さきエール

資料：厚生労働省 HP より

5. 用語の解説

P2 自殺死亡率

人口 10 万人あたりの自殺者数。

P3 希死念慮

自らの死を願う気持ち。

P7 自損行為

故意に自分自身に傷害等を加えた事故。

P8 生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

P11 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

P16 こころの体温計

パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステム。健康状態や人間関係、住環境などの質問に答えることで、ストレス度や落ち込み度を表示します。

6. 津島市自殺対策計画策定委員等名簿

◇策定委員

委 員	氏 名
津島市医師会会長	奥村 嘉浩
津島市歯科医師会会長	塚田真二郎
津島市薬剤師会会長	加藤 恵
津島市社会福祉協議会会長	浅井 彦治
津島市民生・児童委員協議会連絡会長	山田 久孝
津島市老人クラブ連合会会長	日比 正光
南小学校区コミュニティ推進協議会会長	伊藤 清子
津島保健所所長	近藤 良伸
津島商工会議所専務理事	渡邊 治之
津島市教育委員会教育長	浅井 厚視
津島市立蛭間小学校校長	古江 妙子
愛知県立津島東高等学校校長	橋本 昇
ハローワーク津島所長	南谷 元尚

◇ワーキングメンバー

所 属	氏 名
民生委員	浅野 勝信
津島保健所 こころの健康推進グループ	原 直人
北地域包括支援センター	高島 薫
津島市社会福祉協議会	近藤 真希
津島商工会議所	古田 一矢
あいち海部農業協同組合	堀尾 照子
津島市立藤浪中学校 養護教諭	野田 琴乃
愛知県立津島北高等学校 養護教諭	米倉 咲嬉
津島市老人クラブ連合会	村松 まさ子

◇行政職員

所 属	グループ	氏 名
市長公室企画政策課	まちづくり戦略グループ	犬飼 将太
市長公室人事秘書課	人事秘書グループ	吉村 崇
総務部財政課	財政グループ	細野 貴文
総務部収納課	収納グループ	梅本 一郎
市民生活部市民協働課	市民協働グループ	伊藤 淳児
市民生活部人権推進課	人権同和・男女参画グループ	伊藤 礼子
健康福祉部福祉課	保護グループ	伊藤 隆宏
健康福祉部高齢介護課	地域包括ケアグループ	小柳 知美
健康福祉部子育て支援課	子育て支援グループ家庭児童相談室	小島 直美
健康福祉部保険年金課	医療・年金グループ	早川 小百合
建設産業部都市計画課	住宅管理グループ	藤井 秀幸
建設産業部産業振興課	商工・観光・企業誘致グループ	寺川 遼
消防本部消防署	第三救急グループ	辰巳 英司
教育委員会学校教育課		尾上 千春
教育委員会社会教育課	スポーツ振興グループ	小栗 彩奈
市民病院	地域医療センター	古田 光樹
健康福祉部健康推進課	母子保健グループ	西川 百衣
健康福祉部健康推進課	成人保健・コロナワクチン接種推進グループ	青山 史華
健康福祉部健康推進課	成人保健・コロナワクチン接種推進グループ	桑原 陽香
健康福祉部健康推進課	成人保健・コロナワクチン接種推進グループ	水野 葵衣

◇事務局

所 属	グループ	職	氏 名
健康福祉部		部長	佐藤 嘉晃
健康福祉部健康推進課		課長	棚橋 雅聡
健康福祉部健康推進課	成人保健・コロナワクチン 接種推進グループ	主任保健師	岡本 知行



7. 相談窓口一覧

就学期・子育て期の悩み

- 西地区子育て支援センター ☎0567-24-0005
- 東地区子育て支援センター ☎0567-24-1201
- 津島市家庭児童相談室 ☎0567-24-0350
- 愛知県海部児童・障害者相談センター ☎0567-25-8118

働く世代の悩み

- ハローワーク津島 ☎0567-26-3158

高齢者の悩み

- 北地域包括支援センター ☎0567-22-4771
- 中地域包括支援センター ☎0567-23-3463
- 南地域包括支援センター ☎0567-32-3066

こころの悩み

- こころの健康相談 津島市保健センター ☎0567-23-1551
受付時間 平日 9:00-16:30
- メンタルヘルス相談 津島保健所 ☎0567-26-4137
受付時間 平日 9:00-12:00、13:00-16:30
- メンタルヘルス相談 愛知県精神保健福祉センター ☎052-962-5377
受付時間 平日 9:00-12:00、13:00-16:30
- 心の健康電話 あいちこころのホットライン 365 ☎052-951-2881
受付時間 毎日 9:00-20:30
- 名古屋いのちの電話 ☎052-931-4343
受付時間 毎日 24 時間

自殺予防に関する情報

- NPO 法人自殺対策支援センター「ライフリンク」 <http://www.lifelink.or.jp>



第2期津島市自殺対策計画

(2024年度～2028年度)

発行 令和6年3月

愛知県津島市 健康福祉部 健康推進課

〒496-0863 愛知県津島市上之町 1-60

☎0567-23-1551

ホームページ <http://www.city.tsushima.lg.jp/>